

## 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社・兄弟会社の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」2（1）、3、4に準じた改正を行う。